

## 南条氏所領の再検討

梶川貴子

はじめに

伊豆国田方郡南条（現静岡県韭山町）を名字の地とする御家人であった南条氏は、『吾妻鏡』<sup>①</sup>に見られる南条七郎左衛門尉時員のときに北条泰時の被官となり、有力得宗被官（御内人）にも挙げられる。別稿では南条氏系図の復元を試みたが、この時員と駿河国上野郷（現静岡県富士宮市）の南条時光は同族である。筆者は時光の父である南条兵衛七郎は、時員の弟・八郎兵衛尉忠時の子と考えている。忠時は延応元年（一二三九）から康元元年（一二五六）の間、それまで時員が担っていた幕府の公式行事に参列しており、兵衛七郎の兄と考えられる兵衛次郎経忠や兵衛六郎は『吾妻鏡』にも見られる。兵衛七郎が日蓮に帰依したのも、父や兄とともに鎌倉に滞在していた時期と考えられる。なお、「兵衛七郎」とは、父が兵衛尉の官職を持っており、その七男であることを示す。

時員にはじまる得宗被官南条氏嫡流の所領（領有する土地や付随する家屋）として確実なのは、先述の名字の地・伊豆国南条<sup>④</sup>、そして鎌倉で得宗家より与えられていたと考えられる所領である<sup>⑤</sup>。また、泰時が父・義時の死後京から鎌倉に戻った際、時員ら得宗被官もともに戻ってきたことを示す『吾妻鏡』の記述<sup>⑥</sup>、時員の次男・南条新左衛門尉頼員が六波羅探題南方北条時輔の後見として、時輔とともに在京していたこと<sup>⑧</sup>などから、京都にも所領があったことが推

測できる。ただし讓状などの史料が残されているわけではないため、その詳細までは明らかにすることはできない。

一方で南条氏庶流の時光を中心とする一族については、大石寺文書として伝わる史料一のような時光の讓状をはじめとする一族の文書、そして日蓮や日興の残した文書などから所領や姻戚関係の一部を知ることができる。しかし、従来の研究では、奥富敬之の研究のように、時光関係の文書に見られる所領のみを取り上げて、南条氏全体の所領としてしまうなどの誤解が生じていた。また小野眞一<sup>10</sup>のように時光の所領が各地に点在していることをもって、時光の時代に所領を拡大したとするなど、南条氏所領について正しく捉えられてこなかった。

【史料一】「南条時光大行讓状」〔静岡県史〕資料編五、一六九二 ※（ ）内筆者

〔南条左衛門二郎ゆつり状也、あん<sup>（時忠）</sup>と申□□□〕

ゆつりわたす<sup>（南条左衛門）</sup>な<sup>（南条）</sup>てうのさへも<sup>（左衛門）</sup>ん二郎か所

たん<sup>（丹波）</sup>はんの国<sup>（小椋）</sup>お<sup>（守利名）</sup>くらの庄<sup>（在）</sup>もりとし<sup>（給田）</sup>みやうのさいけ<sup>（少分）</sup>一う・田<sup>（給田）</sup>さん<sup>（少分）</sup>丁このうち<sup>（給田）</sup>きうてん<sup>（給田）</sup>五たん・畠<sup>（一丁）</sup>いんちやう<sup>（一丁）</sup>五たん

在給畠式たん・在家<sup>（守利）</sup>一う守利・くり林<sup>（守利）</sup>參所、ゆつる所まことなり、

文永八年の御<sup>（下）</sup>くたし<sup>（文）</sup>ふミ・永仁三ねんの故<sup>（徳治）</sup>尼上のゆつり状、又とくち<sup>（徳治）</sup>ねん中の御<sup>（徳治）</sup>くたし<sup>（徳治）</sup>ふミあい<sup>（徳治）</sup>そえてゆつる所

まこと也、

一<sup>（築地用途）</sup>ついち<sup>（築地用途）</sup>ようとうとて<sup>（近年）</sup>きんねん<sup>（松野）</sup>まつ<sup>（松野）</sup>の、二<sup>（近年）</sup>郎のあて候、かん原<sup>（松野）</sup>ゆわ<sup>（松野）</sup>らき<sup>（松野）</sup>うあ<sup>（松野）</sup>わ<sup>（松野）</sup>せて<sup>（少分）</sup>せう<sup>（少分）</sup>ふん<sup>（少分）</sup>つ<sup>（少分）</sup>つなし<sup>（少分）</sup>給<sup>（少分）</sup>へく候、五、

六年に<sup>（近年）</sup>一との中に<sup>（近年）</sup>て候也、きんねん<sup>（近年）</sup>は<sup>（近年）</sup>しめて<sup>（近年）</sup>あてて候、よ<sup>（近年）</sup>んて<sup>（近年）</sup>ゆつり<sup>（近年）</sup>状<sup>（近年）</sup>如<sup>（近年）</sup>件、

元<sup>（元）</sup>かう<sup>（元）</sup>元年七月廿五日 大行<sup>（花押）</sup>（花押）

これは時光（署名の「大行」は時光の法名）が元亨元年（一二三二）に嫡子である南条左衛門二郎時忠に小椋庄守利名の在家以下を讓る旨を記した讓状である。各地に点在するとされる所領の一つが、史料一にみられる丹波国の所領である。

小野は「嫡家でなく分家であった兵衛七郎や時光の場合は、本来は少なかつたが、頼員に子無く本家を相続したと仮定すればその所領はかなり多くなつていたであろう<sup>(11)</sup>」としており、兵衛七郎及び時光の代で鎌倉の本家筋の南条氏に代わつて南条氏全体の惣領になり、全国に所領を拡大したとしている。しかし、時光と同時期にも南条氏の嫡流と見られる人物が得宗被官として活動しており、<sup>(12)</sup>本家に後継者がいないとは言えず、ましてや時光が南条氏の惣領となつたとは考えられない。

このように南条氏の所領について正しく認識されていない原因の一つとして、姻戚関係を考慮していないことが挙げられよう。そこで本稿では、姻戚関係を明らかにした上で、残された史料を読み解き、南条氏所領について再検討を加えたい。

## 1 南条氏の姻戚関係

嫡流筋の南条氏の中では、頼員が高野山領紀伊国阿弋河庄の雑掌となつた従蓮という人物の娘を娶つていた<sup>(13)</sup>ということ以外に姻戚関係を知ることができない。一方、時光を中心とした南条氏の史料には女性の名も多く見られることから、姻戚関係にあつた一族はある程度明らかになっている。

### ①松野氏（駿河国庵原郡松野郷）

時光の母は日蓮の書状<sup>(14)</sup>から駿河国の松野六郎左衛門入道の娘であることがわかっている<sup>(15)</sup>。松野氏の本拠地と考えられる駿河国庵原郡松野郷（現静岡県富士川町）は、時光の屋敷（現在の妙蓮寺）があつた上野郷下条とは川を挟んで隣接している。この地理的な繋がりからみて、兵衛七郎が上野郷に移住してからの婚姻と推察される<sup>(16)</sup>。

時光の母は夫・兵衛七郎の勧めで日蓮に帰依したが、<sup>(17)</sup>父・松野六郎左衛門入道や松野氏一族もやはりこの姻戚関

係を通じて日蓮に帰依したようである。<sup>18</sup> なお松野氏一族の中では後に日興の弟子となる蓮華阿闍梨日持（松野甲斐公）や松野二郎三郎、松野左衛門次郎後家尼などが永仁六年（一二九八）の「白蓮本尊曼荼羅分与帳」<sup>19</sup>（以下「分与帳」と略す）によって確認できる。

## ②新田氏（伊豆国仁田郡皇郷）

大石寺の四代目住持となった日道が記した、日蓮・日興、日目の「三師御伝土代」<sup>20</sup>のうち、「日目上人御伝土代」<sup>20</sup>には、日目について「文応元年かのえさる御誕生なり、（中略）豆州仁田郡皇郷ノ人なり、氏族ハ藤氏、御堂関白道長苗裔、下野国小野寺十郎道房ノ孫、奥州新田太郎重房ノ嫡子五郎重綱ノ五男なり、母方は南條兵衛入道行増孫子也」<sup>21</sup>という記述がある。このことから兵衛七郎の娘（蓮阿）が新田五郎重綱に嫁いでいたこと、日目が時光の甥に当たるということがわかる。重綱と蓮阿との婚姻がいつの頃であったのかは不明だが、先の「日目上人御伝土代」の通り重綱の五男である日目が生まれたのが文応元年（一二六〇）とすれば、文永二年（一二六五）ごろ死去した兵衛七郎がまだ生前の時のことであることは確実である。

新田氏の史料では弘長三年（一二六三）の尼妙法から重綱への讓状<sup>22</sup>、重綱がその所領の処分を決めずに死去したことによる子息新田五郎次郎への文永元年（一二六四）九月の「沙弥道意配分状」<sup>23</sup>などが伝わり、この配分状から重綱が文永元年九月以前に死去していたことがわかる。兵衛七郎死去の時、時光はまだ七歳頃であるから、蓮阿は時光の姉ということになる。日目が時光の甥であるとはいえ、両者はあまり年の変わらぬ叔父・甥だったようで、逆に時光と姉・蓮阿とはかなり歳が離れていたと考えられる。前述のように兵衛七郎と時光の母との婚姻が上野郷移住後とすると、蓮阿は兵衛七郎が鎌倉、もしくは伊豆にいたころの、死別、もしくは離縁した先妻との娘という可能性が高い。また重綱の子である新田四郎信綱にも兵衛七郎の娘が嫁いでいたことが、延慶三年（一二三〇）二月の日興書写の本尊に「奥州新田四郎信綱後家者南条□□左衛門尉時光姉」<sup>24</sup>とあることからわかる。日道もまた新田氏の出身であり、

父は重綱の子・頼綱である。後世の大石寺十七代住持・日精の記録では日道の母（頼綱の妻）は時光の娘であるとしているが、同記録内では日道の生まれた年を弘安六年（一二八三）としており、この当時の時光の年齢が二十代半ばであることを考えれば、時光の娘が日道を生んだというのは不自然である。仮に日道の母が南条家の出身だとしても、時光の妹としたほうが自然であろう。とはいえこの点については史料が残っておらず、推測の域を出ない。ただし、このように重ねて姻戚関係を結んでいることから、南条氏と新田氏とは非常に密接な関係にあったことは間違いない。

③石河（川）氏（駿河国富士郡重須郷）

「分与帳」によつて石河新兵衛入道道念に時光の姉が嫁いでいたことがわかる。道念も日興より本尊を与えられており、道念の死後本尊は嫡子の石河孫三郎に伝領されている。この孫三郎は永仁六年（一二九八）に駿河国重須郷の所領を寄進し、時光とともに大檀那として現在の北山本門寺を建立した、重須郷の地頭・石河孫三郎源能忠と考えられる。<sup>26</sup>

④阿原口氏（駿河国阿原口郷）

史料二の時光の讓状によつて、元徳三年（一一三二）に時光より駿河国蒲原庄関嶋の時光知行分半分を譲られた鬼鶴御前の母が「阿原郷の御前」と呼ばれ、駿河国阿原口郷に嫁いでいたことがわかる。夫は日興の書状に見られる「あわらくち殿（阿原口殿）と考えられるが、具体的に何氏であるかは不明。本稿では便宜上「阿原口氏」とし、「阿原郷の御前」を「阿原口御前」として論を進めたい。

【史料二】南条大行時光讓状案（『静岡県史』資料編五、一七七六）※（一）内筆者

「おにつるこせん（端裏書）のゆつり ひくに」

ゆつりわたすおにつる御せんの所、駿河国蒲原庄関嶋（時光）内大行か知行半分事

右所へ、故尼うゑの手より大行（期）こゆつり得て後へ、阿原郷の御せんにとらせよと仰られ候しかとも、大行にさ

きたつによんで、其女子たるあいた、御下文をあいそへて鬼つる御せんにゆつる所也、若此所にいらんをなさんものハ、大行かため不孝たるへし、又注文別有、御公事等出来時者、おとつる御せんとより合て、半分つゝ、さばくるへし、又やわたまい(八幡米)一斗五升の内一斗二升ハ鬼つる御せん、三升ハおとつる御せんのさたす(抄込)へし、

一大行(指合)さしあいのあいた、まへをはそねとの(曾根殿)にか、せて候、よんでゆつり状如件、

(八月に改元、元弘元年)  
元徳三年十一月十八日 沙弥大行在判

堀日亨の研究及び小野の研究では阿原口御前は時光の妹とされていたが、史料三において、鬼鶴が時光のことを「お、ち」(祖父)と表記している点や、新田伯耆阿闍梨御房が鬼鶴の養父であるとすると、阿原口御前が時光の妹では矛盾が生じる。新田伯耆阿闍梨御房とは日道のことであり、日目にとつては甥に当たる。時光が鬼鶴へ讓状を書いた元徳三年には、時光はすでに七十代半ばになっている。時光と妹はそれほど年齢に差はないと思われ、妹だとすれば阿原口御前も六十代後半〜七十代前半、その娘も四十〜五十代にはなつていたと考えられる。

従つて先述のように日道が弘安六年の生まれで、鬼鶴が時光の姪とするならば、日道と鬼鶴の年齢はあまり変わらないということになつてしまう。それが、阿原口御前が時光の娘で、鬼鶴が時光の孫であれば、世代が一つ下がり、日道が養父でもおかしくはない。よつて阿原口郷に嫁いだのは、坂井法暉(30)の指摘するように時光の娘であろう。

【史料三】「鬼つる讓状案」〔静岡県史〕資料編五、一七九二 ※ ( ) 内筆者、端裏書に「日道讓状案」とある。

ゆつりわたすするかのかんはらのし(手繼)□□(字力)せきかしまのたさいけ(田在家)の事

みきくたんのところハ、お、ちにて候しなつてうの二郎さゑもん入たう大きやうたい(代々)く(相伝)さうてんのしよりやう(所領)なり、しかるあいた、てつきさうてんのゆつりしやう・御くたしふ(元徳)をあいそへて、けん(徳)とく三年十一月十八日ゆつりゑてちきやうさ(相違)はいなきあいた、おさなくよりやうせられまいらせ候て、あさからぬ御心さし御おんお(恩)ハりかたく思まいらせ候あいた、かのてつきのゆつ□□(り状)くたしふミあいそへ候て、やうふにいたのはわきの

（阿開聚）あさりの御はうに、ゑいたいをかきりてゆつりわたしませ候ところしちなり、さいけのミやうしてんす、つほ（坪付）つけハ、ほんゆつりしやうにミゑて候なり、あまハ一人のこも候ハぬうゑハ、もししんるいことともとかうし（号）て、いらんさまたけ申事あるましく候、よんでゆつりしやうくたんのことし、  
（元徳）けんとく二年卯月廿八日 あま在判

この他にも南条高光（時光の孫）の母と上野郷の左近入道の在家を巡って争っている由井四郎入道の妻も南条家から嫁いだ女性と思われ、由比（井）氏とも姻戚関係が結ばれていた可能性が高い。

## 2 南条氏所領の検出

続いて前項で確認した姻戚関係を考慮した上で、南条氏の所領について検討していきたい。

### ①伊豆国田方郡南条南方武正名

先述の通り南条氏の名字の地である。ただし鎌倉時代中～後期には子孫も増え、度重なる分割相続によって細分化していたと考えられる。時光自身の南条における所領に関する記述は、時光が三男（南条左衛門三郎）へ宛てた延慶二年（一三〇九）二月廿三日付の譲状（32）のみ残っている。そこには「いつの國なんてうの南方たけ正ミやうの内、田大井歩いちいつほきうてんなり、ミなミかたのたんふうにて、わたくしとくふん六入の入ものにて、米伍斗とり候也」とあるが、この史料から察するにそれほど多くはなかったと思われる。

また、日目が同じ武正名の内「いまたの畠式反」を嘉暦二年（一三二七）に甥の日道に譲っているが、これは母蓮阿から相続したものであろう。このことから兵衛七郎は南条の武正名を知行（領有）しており、息子・娘たちに譲り与えていたことがわかる。

②駿河国富士郡上方上野郷

南条兵衛七郎から嫡子時光へと受け継がれた時光の本拠地である。時光の他には姉の蓮阿（重綱室）が「上野郷一分給主」であった。<sup>(34)</sup> 時光は史料四で自らの子と三郎の母以外には譲りがないことを明記している。なお、時忠（時光の嫡子）に対して「三郎の母」としていることから、時忠と三郎は母が違うことがわかる。また时光は元亨四年（一二三四）に上野郷の屋敷付の田・野原など所領の一部を売却している。<sup>(35)</sup>

【史料四】南条時光讓状（『静岡県史』資料編五、一六〇四）※（内筆者）

□つりわたす南条左衛門二郎時忠のところ

駿河国富士上方上野郷（但諸子分有、□めんく讓状二見）

さかみの國山内庄まいおかのかうの内やしき式所、

給田壺町三反少・はたけ並のはらの事、

かまくらの（屋地）やちの事、口えとおくりへとわ、えつにミへたり、並御下文のあん壹つう、南条左衛門二郎入たう（道）  
のせうそくいんつう、この状にくハしく見、御（下）たしふみの正もんハ、この入たうのもとに有、

右、件所領者、時忠ちやくしたるによんで、代々の御下文並てつきのもんぞあいそえて、ゆつるところまことな（案）  
り、御くうし、ねんくハ、せんれいにまかせてさたすへし、但諸子にうへの、かうのうちを、めんくゝにゆつり（公事）  
候をは、かれらかゆつり状にまかせて、うちわたさるへし、ふんくゝの御くうしねんくも、かれらかゆつりに（年貢）

さためおわんぬ、又時光かしひちのゆつりよりほか、ゆつりありとかうせんものハ、ほうそとしらるへし、時光（謀書）  
かうミのこと、三郎か母よりほかゆつりなし、しらせたてまつらんかために申候、よんでゆつり状如件、

延慶貳年二月廿三日 左衛門尉時光（花押）

「同国」（奥書）  
（南条時光）  
（花押）



一、あまはたの五たんあまりの大行かふん(時光分)、よんでゆつる状如件、

元かう(亭)元年七月廿五日 左衛門次郎かふん

大行(花押)」

時忠の死によって改めて一族に譲り直されたようで、正中三年(二三二六)二月八日付の時光の譲状案が伝わる。この譲状案は前欠で欠けているところも多く、誰に充てて書かれたのかも明らかでない。「さこの入道の在家にハのちなし」とあるが、この左近入道とは時光の家人・弥三郎重光のことで、重光は時光より在家が与えられていたようである。この左近入道の在家をめぐることは、先述の通り南条太郎兵衛尉(高光)母と由井四郎入道の妻との間での相論に関する史料が伝わる。<sup>38</sup> また、高光自身も上野郷内在家田島等をめぐり、南条節丸(節房丸)を訴えている。<sup>39</sup> 節丸(節房丸)は時綱の甥で、「うへの、かうのうちあらいのけけうたいふかさいけいちう」を時綱から譲られていた。<sup>40</sup>

### ③相模国山内庄舞岡郷

やはり史料四で時光から時忠に相模国山内庄舞岡郷の屋敷二所、給田一町三反少、畠、野原が譲られている。山内庄は、北条義時が獲得して以降、代々得宗領として引き継がれた地で、北条時頼以降は、この山内の得宗邸で寄合が行われるなど、重要な地であった。<sup>41</sup> 山内の得宗邸の周囲にも被官が屋敷を構えていたことが確認できるので、この舞岡郷の屋敷は南条氏が得宗被官として鎌倉で任務にあたる上で得宗家から与えられていたものであろう。

时光は南条左衛門二郎入道(时光の嫡子・左衛門二郎時忠とは別人)よりこの地を譲られているが、下文の正文等がこの左衛門二郎入道のもとにあると記されていることから、全面的に譲られたわけではないことがわかる。おそらく南条氏が領有していた舞岡郷の所領は史料四に記載されているものより多く、一部が時光に譲られたのであろう。

### ④駿河国庵原郡蒲原庄関島

比定地は現富士川下流域と推定されている地で、时光が母から一期の譲りを得て、时光の後は时光の娘である阿原

口御前にとらせるようにといわれていたが、阿原口御前が時光に先立ってしまったため、その娘である鬼鶴御前と乙鶴御前にそれぞれ譲られている(史料二)。乙鶴御前への譲状については現存しないが、史料二で鬼鶴御前に譲られているのが関島の時光知行分半分であることから、残りの半分は御公事を鬼鶴とともに沙汰するようにと記されている乙鶴御前に譲られたと考えてよいだろう。

#### ⑤丹波国小椋庄守利名

元亨元年七月廿五日の時光の譲状(史料二)で嫡子時忠に在家一字・田三丁・畠二丁五反・栗林三所が譲られている。文永八年(一二七二)の御下文・永仁三年(二二九五)の故尼上(時光母)の譲状、徳治年中(一三〇六―一三〇八)の御下文を相副えて譲られているが、文永八年の御下文は時光の母が譲状を幕府に提出して得た安堵の下文であろう。そして母から時光への譲状が永仁三年に書かれ、時光がその安堵を得宗家から得たのが徳治年中だったということになる。

貞和二年(一二四六)には高光と左衛門二郎忠時(時光の子、五郎時綱の孫)、そして新たに地頭に任命された久下次郎入道仙阿の三者の間でこの土地を巡り相論が起きている。<sup>(4)</sup>

#### ⑥駿河国安倍郡浅服庄

元亨元年七月廿五日に史料四の奥書に追加して時忠に譲られている。「同国あまはたの五反あまりの大行かふん」とあるように、時光の知行分は五反と多くはない。相模国にも駿河国にも「あまはた」という地名は見当たらないため、静岡平野の北部、巴川とその支流・浅畑川の合流点付近に比定されている、駿河国安部郡浅服(あさはた)庄のことであろう。奥書の日付は史料一と同日であるが、史料一に記さず、あえて史料四に書き加えたのは浅服が駿河国であるためであろうか。

⑦駿河国富士郡上方成出郷

「分与帳」に見られる南条平七郎が駿河国富士上方成出郷（現在の小泉地区内若宮を含む一帯とされる）の給主であったことがわかる。平七郎は兵衛七郎と同様に駿河国に移り住んだ南条八郎兵衛尉の子孫ではないだろうか。駿河国には他にも南条氏の所領が存在した可能性は高い。

以上が史料からわかる南条氏の所領である。改めて確認すると、①の伊豆国南条と③相模国山内庄舞岡郷の屋敷は南条氏の嫡流筋の人物が知行している所領である。南条の地は八郎兵衛尉忠時の知行分の一部が兵衛七郎へ、そして時光や蓮阿へと、次々に細分化されて譲与されていったと推察される。舞岡郷の屋敷は時光が得宗被官として鎌倉で活動するにあたって与えられたものとみられる。庶流の時光が鎌倉で得宗被官として活動していたということは注目すべき点である。

②の駿河国富士郡上方上野郷は忠時が得て兵衛七郎に譲られ、兵衛七郎は一族とともに移住したのであろう。なお、時光を上野郷の地頭とする説があるが、時光が嫡子時忠に宛てた讓状（史料四）で譲っているのは「地頭職」（地頭としての権利および得分）ではなく、あくまでも上野郷の土地そのものである。日蓮や日興の書状を含め、その他の史料にも兵衛七郎・時光を「地頭」とするものは存在しない。時光の知行形態については検討が必要だが、少なくとも嫡子に対する讓状が地頭職でない以上、时光は上野郷の地頭ではないといえよう。

坂井法暉は時光の息子時綱が地頭に補されたことを、安房妙本寺の二代目住持となった日賢（父は時光の子・時綱）が、「大石寺坊地相論図」に「東坊敷、地頭時綱、日賢亡父」としていることから確実だとして時光も地頭であったとしている。しかし、これは「相論図」とあるように裁判関係の史料であり、利害関係が絡むものであるだけに、この史料だけで時光が地頭であったとするのは疑問である。何より、时光に関する史料がこれほど多く残されているに

も関わらず、地頭であることを示す史料が存在しないこと自体、時光が地頭ではなかったということの証明ではないだろうか。

④の駿河国庵原郡蒲原庄関島と⑤の丹波国小椋庄守利名の在家以下に關しては、いずれも時光の母親から譲られていることに注目したい。丹波国小椋庄守利名の在家について、史料一の譲状に「ついちようとうとてきんねんまつ、二郎のあて候」という一文があることから、松野氏と關係のある所領であることが伺える。築地の費用が松野二郎に割り当てられており、守利名に母から譲りを受けた在家以下の所領があった時光も「かん原」（蒲原庄関島のことか？）と「ゆはらきう」合わせて少しづつ負担するようということであろう。関島についても同様に松野氏の所領ではないだろうか。史料二で時光の母が、あえて孫にあたる阿原口御前に譲るように言い残している点を考慮すると、阿原口御前の母（時光の妻）は松野氏の出であったという可能性も指摘できよう。⑥の駿河国安倍郡浅服庄は時光が知行するに至った経緯については記されていないが、史料一と同日の譲りであることから、時光が母から譲り得たものがある可能性がある。

つまり、少なくとも④と⑤は松野六郎左衛門入道↓時光母↓時光と譲られた、本来松野氏の所領であったことがわかり、各地に所領があるからといって、兵衛七郎と時光の代に所領を拡大したとは言えないのである。なお、南条氏所領が各地に点在すると言われる要因の一つに、上野国・陸奥国にも南条氏所領があったとされてきたことがある。しかしすでに坂井が指摘しているように<sup>(43)</sup>根拠が不明であるため、本稿での考察は省略した。

### おわりに

以上、姻戚関係を踏まえた上で、南条氏所領について検討してきたが、時光を中心とした南条氏の所領が各地に点在する要因は、時光の代で拡大したわけではなく、母の所領を受け継いだことが大きい。逆に蓮阿のように南条家か

ら嫁いだ女性が、子に南条や上野郷の所領を譲ることもあった。また得宗被官南条氏全体としての所領は、本稿で挙げた所領の他にもあったことは言うまでもない。

得宗領の中でも「闕所之随」<sup>(4)</sup>とされた相模国山内庄は鎌倉幕府滅亡後、足利直義が拝領している。得宗被官としての南条氏の所領は幕府滅亡後没収され、舞岡郷の屋敷も当然ながら没収されたことであろう。嫡流の南条氏所領に関する史料が残っていないのは、得宗被官として有力であったがゆえに、滅亡に際して亡失してしまったと考えられよう。しかし幕府滅亡の混乱は庶流の南条氏一族にとっても無関係ではなかったようで、南北朝期まで現存する南条氏関係史料の大部分が一族内での訴訟に関する文書なのである。これらはその性質上利害が絡む文書であり、その扱いは慎重にならざるを得ないが、南条氏の所領を考える上で重要な史料であることは間違いない。本稿では紙幅の都合上詳しく述べず、別稿に譲ることとする。

注

- (1) 新訂増補国史大系本『吾妻鏡』（吉川弘文館、二〇〇〇年）を使用。
- (2) 拙稿「得宗被官南条氏の基礎的研究―歴史学的見地からの系図復元の試み―」（『創価大学大学院紀要』第三十集、二〇〇八年）。
- (3) 忠時の活動については前掲注(2) 拙稿の表1を参照。
- (4) 建治元年に伊豆の「南条七郎左衛門入道跡」（時員の跡を継いだ人物）に六条八幡宮の再建費用が充てられていることから、南条氏はこの時点でも伊豆国南条を領していたようである。海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造営注文について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四五集、一九九二）参照。
- (5) 『吾妻鏡』嘉祿二年十二月十九日条では、泰時が鎌倉に邸宅を新築すると、その周囲に、時員を含め御家人であり泰時の被官でもある武士たちが屋敷を構えている（南門東脇尾藤太郎。同西平左衛門尉。同並西大田次郎。南角諫方兵衛入道。北土門東脇万年右馬允。同西安東左衛門尉。同並南條左衛門尉宅）。以後も得宗邸の周囲には得宗被官が屋敷を構えており、鎌倉で得宗に近侍するにあたって各々が屋敷や給田などを与えられていたようである。

- (6) 『吾妻鏡』元仁元年六月廿八日条。
- (7) 『唯浄注進状案』(高野山文書、『鎌倉遺文』一一九八八号)に紀伊国阿豆河庄の新雜掌從運について「相模式部大夫(北条時輔)後見南条新左衛門尉頼員舅」とある。
- (8) 頼員は文永四年四月廿九日に園城寺の鐘樓交替のために武家(六波羅探題)の使いとして高左衛門尉実重とともに園城寺に遣わされている(『天台座主日記』校訂増補版、第一書房、一九七三年、二六二頁)。また文永六年七月五日の「六波羅下知状案」東寺百合文書工、『鎌倉遺文』一〇四五四号)で訴状の裏書に署名しているなど、時輔が文永元年に六波羅探題南方に就任し上洛して以降ともに在京していたと考えられる。
- (9) 奥富敬之「得宗被官家の個別的研究(二)——南条氏の場合」(『日本史攷究』二四、一九六九年)。
- (10) 小野眞一「南条時光」(富士史書刊行会、一九九三年)。
- (11) 前掲注(10) 小野著作、七八頁。
- (12) 延慶三年と正和五年に北条高時の使者として派遣されている南条左衛門尉貞直(『鶴岡叢書』第二輯、二九五頁。同第四輯、三六頁。同一九八頁)、延慶三年に幕府奉行人の一番引付として名を連ねる南条四郎左衛門尉頼直(『鎌倉遺文』二四〇二四号)など。系図の復元には至らなかったが、鎌倉時代後期の史料に南条氏嫡流とみられる人物が複数見られる。詳しくは前掲注(2)拙稿表2参照。
- (13) 前掲注(7)『唯浄注進状案』。
- (14) 本稿では文書名については堀日亨編『日蓮大聖人御書全集』(創価学会版、一九五二年。以下『全集』と略す)を使用し、併せて立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(一九五二年〜五四年。以下『昭和定本』と略す)、もしくは『鎌倉遺文』の文書番号を記載した。
- (15) (弘安四年)十一月十五日付「上野尼御前御返事」(『全集』一五八〇頁、『昭和定本』四一五、『鎌倉遺文』一四五〇五号)等。
- (16) 頼員が左衛門尉に任官し、正式に時員の後継者となったことで、正嘉元年前後には庶流となった忠時系統の人物は各地の所領に派遣されるようになったと考えられる。
- (17) 文永十一年七月十一日付「上野殿後家尼御返事」(『全集』一五〇四頁、『鎌倉遺文』一一六九八号)。
- (18) 建治二年十二月九日付「松野殿御返事」(『全集』一三八一頁、『昭和定本』二二二、『鎌倉遺文』二二五九七号)、弘安二年三月二十六日付「松野殿後家尼御前御返事」(『全集』一三九〇頁、『昭和定本』三三二九、『鎌倉遺文』一三五二六号)、弘安二年六月二十日付「松野殿女房御返事」(『全集』一三九四頁、『昭和定本』三三三六、『鎌倉遺文』一三六一五号)などの日蓮書



- (36) 「南条大行時光讓状案」(大石寺文書『静岡県史』資料編五、一七三〇号)。
- (37) 「分与帳」に「富士上野彌三郎重光者、日興弟子也、仍申與之、上野殿家人」とある。また、重光は弘安三年に日連の本尊を授与されており、その本尊の脇書に「正和元年出家三郎左近入道也」と日興が記している(立正安国会編『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』一九七四年、九八号)。
- (38) 前掲注(31)「藤原某下知状」。
- (39) 「家綱・心玄連署奉書案」(大石寺文書『静岡県史』資料編六、二二三号)及び、「心玄請文案」(大石寺文書『静岡県史』資料編六、二二三号)。
- (40) 「平時綱讓状」(大石寺文書『静岡県史』資料編五、一七九八号)。
- (41) 秋山哲雄「北条氏権力と都市鎌倉」(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (42) 「久下仙阿代菅原義成請文」(大石寺文書『静岡県史』資料編六、三三六号)。
- (43) 前掲注(30)坂井論文。
- (44) 「正統院雜掌申状書案」(『神奈川県史』資料編三、三四三八号)。

(かじかわ たかこ・委嘱研究員)



# Reexamination of the Location for the Nanjo Family's Territory

Takako Kajikawa

As for the location of the Nanjo family's territory, there are a lot of uncertain points because historical materials are limited for the main branch of The Nanjo family of Tokuso hikan. On the other hand, the descendant's historical materials of *Yuzurijo* and *Okibumi* abundantly remain in Nanjo Tokimitu's family who was known as an apprentice of Nichiren in document kept at the Taiseki-ji Temple.

It is necessary to consider my affinity to the Nanjo family to clarify the area of the Nanjo family's territory. However, the location of the Nanjo family's territory had not been correctly researched in current research.

After clarifying the Nanjo family's family lineage through marriage, the reexamination of the territory's location will be discussed in this thesis. As a result, I will clarify that the many territories that had been assumed to be a current expansion by the counter plan of Tokimitu were in fact had obtained as marital property.